

令和5年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

年度・月	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対 応
失職期間	—11—12—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10—11—12—1—2—3—4—			
ケース① (令和5年1月以降に失職し、 令和5年4月以降も失職している場合)	○	●	▲	令和5年度 全免
ケース② (令和5年4月から12月の間に 失職し、翌年度も失職している場合)		●	▲	令和5年度 失職期間 減免
ケース③ (令和6年1月から3月の間に失職し、 翌年度も失職している場合)			○	令和5年度 対象外
ケース④ (令和6年1月から3月の間に失職し、 再就職した場合)			○	令和5年度 対象外
ケース⑤ (令和5年4月から12月の間に失職し、 令和6年3月までに再就職した場合)		●	△	令和5年度 全免
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、 半免の基準も満たす場合)	○	●	△	令和5年度 半免 補助額 半免>全免
		●	▲	令和5年度 半免 補助額 半免>全免
ケース⑦ (他府県へ転出した場合)	○	●	□	他府県へ転出後は、 対象外
ケース⑧ (他府県から転入した場合)	○		●	他府県から転入後は、 対象